

産業保健 Q & A (化学物質管理)

No.	質問	回答例
1	・食堂に置いている手指消毒用エタノールは一般消費材と業務用のどちらになるのか教えてほしい。	・食堂などに置かれている手指消毒用エタノールは「一般消費者の生活の用」と考えて良いと思います。

一般消費者の生活の用に供するための製品（適用除外）の具体例

種類別販売形態別の当てはめ：主に業務用に製造されるものであって、かつ食品に混ぜる（そのままでは食用としない）ものが表示・通知義務の対象となります。

食品名	含有対象成分	販売形態ごとの適用（適用【○】、適用外【×】）
例1) 醤油、味噌	エタノール	× 販売形態にかかわらず適用対象外
例2) 清酒、ウイスキー、焼酎、ワイン等酒類	エタノール	× 販売形態にかかわらず適用対象外 (飲食店向け、食品工場向けも対象外です。なお、最終製品である酒類になる前の、高濃度原料は適用です)
例3) 食酢	酢酸	× 販売形態にかかわらず適用対象外
例4) マネース、ドレッシング、ドレッシングレックタイプ調味料	酢酸	× 販売形態にかかわらず適用対象外
例5) 液体調味料（つゆ、たれ、だし、ソース、エキス等）	エタノール	× 販売形態にかかわらず適用対象外
例6) パニラエッセンス、紅こうじ色素、クチナシ色素	エタノール	× 一般消費者向け商品として販売 × 一般消費者向け商品と同等のサイズのものダンボール箱に詰めたものを業務用に販売 ○ 業務用に瓶（1kg）で販売 ○ 業務用瓶と同等のサイズ（1kg）のものをインターネットで販売（一般消費者も購入可） ○ 業務用に缶（18L）、ドラム缶（200L）で販売
例7) 除菌剤	エタノール	× 一般消費者向け商品として販売 ○ 業務用に缶（17L）で販売 ○ 業務用と同等のサイズ（17L）のものをインターネットで販売（一般消費者も購入可） ○ 業務用にドラム缶（200L）

食品名	含有対象成分	販売形態ごとの適用（適用【○】、適用外【×】）
例8) ふくらし粉（ベーキングパウダー）、ミョウバン	塩化アンモニウム、硫酸アンモニウム、硫酸アルミニウム、硫酸アルミニウムカリウム	× 一般消費者向け商品として販売 × 一般消費者向け商品と同等のサイズのものダンボール箱に詰めたものを業務用に販売 ○ 業務用にアルミパウチ（500g / 1kg / 2kg）で販売 ○ 業務用袋と同等のサイズのものをインターネットで販売（一般消費者も購入可） ○ 業務用にクラフト袋（20kg）で販売
例9) 日持ち向上剤	酢酸	○ 業務用にキュービテナー（10L）で販売
例10) アジピン酸	アジピン酸	○ 業務用にクラフト袋（5kg）で販売
例11) 水酸化ナトリウム（固型、希釈液）	水酸化ナトリウム	○ 業務用にキュービテナー（10L）で販売（希釈液） ○ 業務用にクラフト袋（20kg）で販売（固型） ○ 業務用コンテナ、ローリーで販売（希釈液、固型）
例12) 酸化チタン	二酸化チタン	○ 業務用にクラフト袋（20kg）で販売
例13) さらし粉	次亜塩素酸カルシウム	× 一般消費者向け商品と同等のサイズのものダンボール箱に詰めたものを業務用に販売 ○ 業務用と同等のサイズ（20g錠剤×100錠/10袋入）のものをインターネットで販売（一般消費者も購入可） ○ 業務用にダンボールケース（20kg）で販売

・現場にて、化学物質を別容器に入れ替える場合、この物質は〇〇製の容器には移し替えてはいけないということが、分かるような資料等あれば教えて下さい。

・SDSの「7. 取扱い及び保管上の注意」、「10. 安定性及び反応性」に記載されている内容を確認して容器を選択するようにして下さい。
 ・保管容器につきましては、容器の材質への注意も必要ですが、飲料水の入っていたペットボトルなどに移し替えて、それに気付かずに飲んでしまう・・・といった災害も発生していますので禁止事項として色々な機会に周知することも必要かと思っています。

アセトンの例

2	<p>保管 安全な保管条件</p>	<p>熱、火花、裸火のような着火源から離して保管すること。-禁煙。 容器を密閉して換気の良いところで貯蔵すること。 冷所、換気の良い場所で貯蔵すること。 酸化剤から離して保管する。 容器は直射日光や火気を避けること。 保管場所は、耐火構造、床は不浸透性のものとし、地下への浸透、外部への流出を防止する。 指定数量以上の危険物は、貯蔵所以外の場所でこれを貯蔵してはならない。 施錠して貯蔵すること。</p>
	<p>安全な容器包装材料</p>	<p>消防法及び国連輸送法規で規定されている容器を使用する。 鋼、ステンレス鋼及びアルミニウムは容器として耐久性がある。2) 種々なプラスチックを侵すので使用を避ける。 国連容器包装等級2</p>

<p>10. 安定性及び反応性</p>	<p>情報なし</p>
<p>反応性</p>	<p>日光や空気にさらされると過酸化物質を生成し爆発性となる。 アセトンの入っている容器は、-9℃～15℃付近の温度で爆発性混合気を生成する。</p>
<p>化学的安定性</p>	<p>無水クロム酸、過塩素酸ナトリウム、塩素酸ナトリウム、亜塩素酸ナトリウム、臭素酸ナトリウム、過酸化水素、硝酸、硝酸アンモニウムなど強酸化剤と激しく反応し、火災、爆発の危険性をもたらす。 塩酸の存在下、アセトンにクロロホルムを加えると高い発熱反応起こす。</p>
<p>危険有害反応可能性</p>	<p>フレーム及びスパーク発生装置から遠ざける。</p>
<p>避けるべき条件</p>	<p>酸化性物質</p>
<p>混触危険物質</p>	<p>加熱分解により有害な蒸気、ガス(一酸化炭素、二酸化炭素)など。</p>
<p>危険有害な分解生成物</p>	

・濃度基準値設定物質である【酢酸ビニル】をCRETA-SIMPLEを用いてRAを実施しました。
 ・吸入（8時間）はリスクレベルが「II-A」に、吸入（短時間）はレベル「III」になりました。
 ・吸入（短時間）はレベル「III」となっていますが確認測定はやらなくてもよいのでしょうか？

・確認測定は吸入（8時間）のリスクレベルだけで要否判定を行います。
 ・吸入（短時間）のリスクレベルを以て、確認測定の要否判定は行いません。

・8時間濃度基準値が設定されておらず、短時間のみ設定されている物質の場合、確認測定の要否については、8時間濃度基準値が2分の1を超えているかないかということで判断するという認識でよろしいでしょうか？

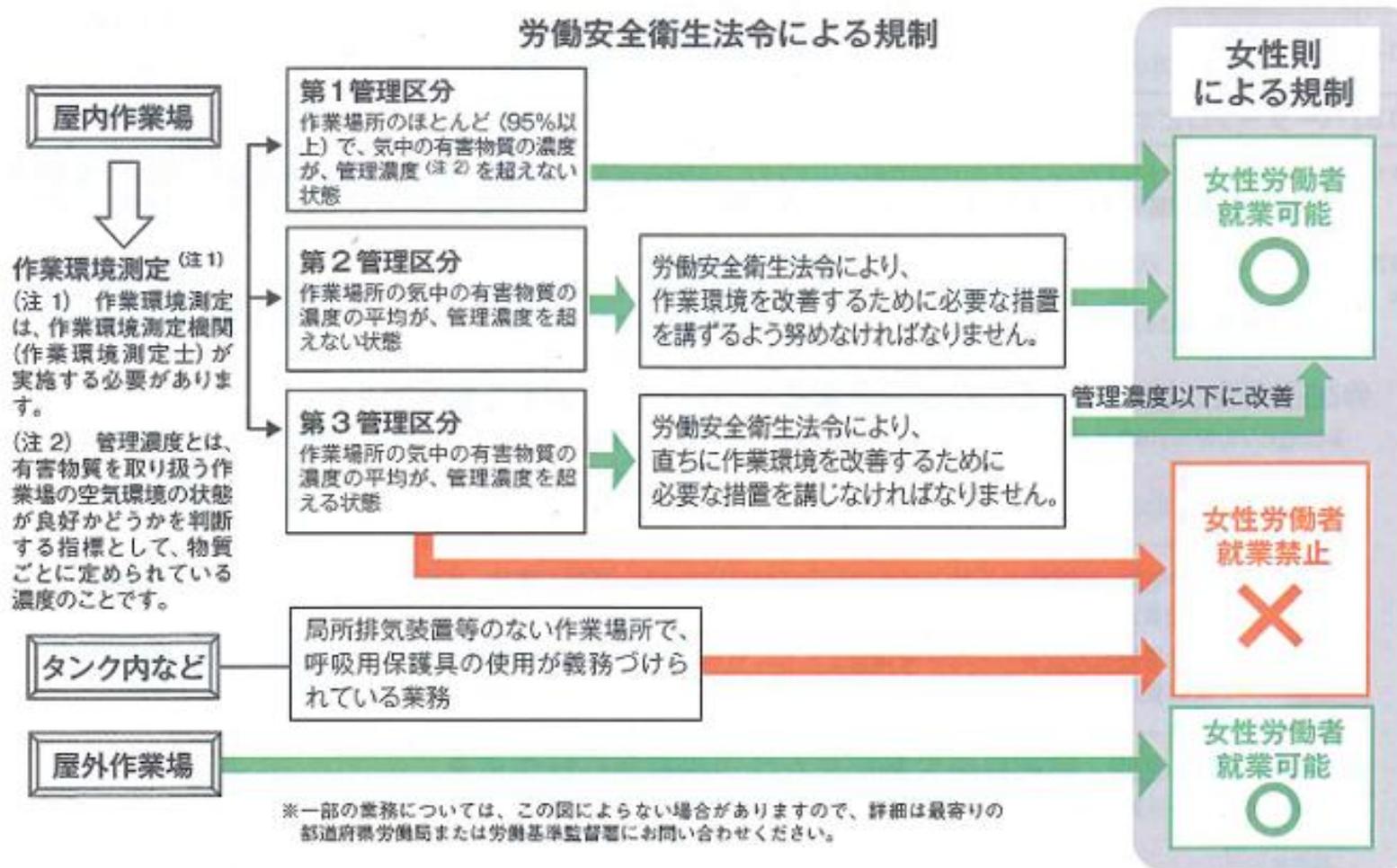
・8時間濃度基準値が設定されておらず、短時間のみ設定されている物質の場合も吸入（8時間）のリスクレベルで確認測定の要否判定を行います。

5	<ul style="list-style-type: none"> ・リスクアセスメント（RA）の実施記録を保存しています。 ・今後一定期間ごとにそれらのRAをやり直して行くことにしていますが、RAをやり直したときにも新たに記録を作成するので、最初のRA記録は破棄しても良いのでしょうか？ 	<ul style="list-style-type: none"> ・RAをやり直したときは古いRAの記録は破棄してもかまいません。但し、次のRAを3年以内に行うときは古いRA記録も3年間の保存義務があります
6	<ul style="list-style-type: none"> ・製造業の工場の床面を、リスクアセスメント対象物を含有する業務用洗浄剤で洗浄する作業は、化学物質管理者の選任が必要ですか？ ・第三次産業の事業所で、リスクアセスメント対象物を含有する業務用洗浄剤で窓を洗浄する作業は、化学物質管理者の選任が必要ですか？ 	<ul style="list-style-type: none"> ・「業務用洗浄剤」で洗浄する作業は業種にかかわらずリスクアセスメントが必要ですし、化学物質管理者の選任が必要です。
7	<ul style="list-style-type: none"> ・通風の不十分な屋内作業場というのは、出入口の扉のみしかないような部屋のことを指しているのでしょうか？ ・その部屋に換気扇がついている場合はタンク等の内部には当て嵌まらないという理解でよろしいのでしょうか？ 	<ul style="list-style-type: none"> ・通風の不十分な「屋内作業場」は天井、床及び周壁の総面積に対する直接外気に向かって解放されている窓・扉等の開口率が3%未満かどうかを目安にしてください。 ・換気扇を付けても通風の不十分な「屋内作業場」に変わりありません（開口率は変わりません。）
8	<ul style="list-style-type: none"> ・ろう付け溶接の副資材を加熱するとフッ化水素酸カリウムから、フッ化水素が発生します。 ・このような場合は特定化学物質としての対応が必要でしょうか？ 	<ul style="list-style-type: none"> ・ご存知の通りフッ化水素は特化則の第2類物質です。 ・加熱によりフッ化水素が発生しても、フッ化水素を製造、或いは取り扱っている訳ではありませんので特化則の対象にはなりません。フッ化水素は極めて危険な化学物質ですので、リスクアセスメントを行って、そのリスクレベルに応じた対策を講じなければなりません。

<p>9</p> <p>・アーク溶接時に発生する溶接ヒュームについて、特定化学物質の製造、取扱い時の措置を講じなければならないのでしょうか？</p>	<ul style="list-style-type: none">・溶接ヒュームは特化則の特定化学物質（管理第2類物質）に該当します。・「アーク溶接等作業」の定義は、「金属をアーク溶接する作業」、「アークを用いて金属を溶断し、またはガウジングする作業」、「その他の溶接ヒュームを製造し、又は取り扱う作業」を含むとされており、「アーク溶接等作業」を行う作業場については特化則第5章の2「特殊な作業等の管理について」中の第38条の21に必要な措置が定められています。・通常、アーク溶接作業は溶接ヒュームの「製造、取り扱い作業」には該当しませんが、アーク溶接等により発生したヒュームが作業場内の床面等に堆積したものを掃除する場合や、集塵機に溜まったヒュームを廃棄する等の作業は「製造、取り扱い作業」に該当する可能性がありますので、その場合は上記に加え、特化則に基づき「製造、取り扱い作業」としての措置を講じる必要があります。
--	--

<p>10</p>	<p>有機溶剤や鉛業務などで作業環境測定の結果「第一管理区分」であれば女性に就いてもらってもよいですか？</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・有機溶剤や鉛業務について、女性についての就業制限概要は次ページのとおりです。 ・女性労働基準規則第2条1項18号ロ(1)の業務、同号ハ(1)の業務については、業務そのものが就業制限業務となりますので、作業環境測定の結果が「第一管理区分」であってもその業務に就かせることはできません。 ・また、女性労働基準規則第2条1項18号ロ(2)の業務、同号ハ(2)の業務については、作業環境測定の結果が「第三管理区分」の場合は、その業務に就かせることはできません。(規制対象の26物質については作業環境測定の結果「第一」、「第二管理区分」に区分された場合は女性も就業可です。それ以外の有機溶剤や特化物については、「管理区分」にかかわらず「就業可」です。) ※ 女性労働基準規則第2条1項18号ハ(1)及び(2)の業務については、有機溶剤等のうち、エチレングリコールモノエチルエーテル(別名セロソルブ)、エチレングリコールモノエチルエーテルアセテート(別名セロソルブアセテート)、エチレングリコールモノメチルエーテル(別名メチルセロソルブ)、キシレン、N・N-ジメチルホルムアミド、スチレン、テトラクロロエチレン(別名パークロロエチレン)、トリクロロエチレン、トルエン、二硫化炭素、メタノール又はエチルベンゼンを発散する場所に限ります。
<p>11</p>	<p>・試験室などでメタノールを取り扱う業務も女性には就いてもらえないのでしょうか？</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・貴社の試験室の大きさや屋外に直接開放できる窓等の面積が分かりませんが、その開口率が3%に満たない場合は、その試験室は「タンク等」に該当します。 ・「タンク等の内部」に該当し局所排気装置等が設置がされていない作業場所で、呼吸用保護具の使用が義務付けられている業務については女性の就業が禁止されています。 ※ 但し、取り扱うメタノールの量のごく僅か(8時間に消費するメタノールの量が60gを超えない)であれば女性の就業も可能です。 ※ 一般に、試験室等でしたら、ドラフトチャンバーなど局所排気装置の設置が容易ですので、設備的な対策が講じられているのではないのでしょうか？ 講じられていれば女性にも従事頂けることとなります。

労働安全衛生法令と女性則の関係（概要）



産業保健Q & A（化学物質管理） 2026年追記

No.	質問	回答例
1	<p>・クリエイトシンプルを利用し、リスクアセスメントを実施していますが該当の成分がヒットしない場合は規制対象外という認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>・化学物質には複数の名前を持っているものが結構あります。</p> <p>・対象物質一覧でヒットしなくても「対象物質ではない」と言い切れないかとも思いますので、CAS番号でヒットするかどうかを確認することをお勧めしています。</p> <p>・CAS番号で検索してもヒットしない場合は「対象物質ではない」と思って頂いてもよいと思います。</p>
2	<p>・職場で使用している「鉛はんだ」は鉛中毒予防規則の適用を受けますか？</p> <p>・適用される場合、保護具着用の必要性はどうなりますか？</p>	<p>・鉛則第1条の第五号「鉛業務」の中に「リ 自然換気が不十分な場所におけるはんだ付けの業務」が挙げられています。</p> <p>・鉛則第16条に「事業者は、屋内作業場において、第一条第五号りに掲げる鉛業務（自然換気が不十分な場所におけるはんだ付けの業務）に労働者を従事させるときは、当該業務を行なう作業場に、局所排気装置、プッシュプル型換気装置又は全体換気装置を設けなければならない。」とされています。（鉛作業の場合、局排などの作業環境管理により健康障害を防止すること（保護具を着用しなくても健康障害が発生しない作業環境づくり）が求められています。）</p> <p>・局排の場合、フード外側で0.05（mg/m³）を超えないような能力を有しなければなりませんし、全体換気であれば労働者1人について毎時100m³以上の換気をしなければなりません。この性能を満たしていれば保護具の着用は求められていません。</p>
3	<p>・有機則に該当する溶剤を使用しているも、その使用量が少ないため「適用の除外」となっているような場合について、リスクアセスメントの結果、保護具の着用が必要となった場合には保護具着用管理責任者の選任が必要になりますか？</p>	<p>・有機則の適用を除外されていてもリスクアセスメント対象物であれば安衛則第577条の2による化学物質の自律的管理により、事業主はリスクアセスメントの結果に基づいて①代替、②密閉、③局排・プッシュプル、④全体換気、⑤保護具・・・等により労働者のばく露量を最小限度にしなければなりません。</p> <p>・「保護具によってばく露量を最小限度にする」という結果になった場合には保護具着用管理責任者の選任が求められます。</p>

4

・ひとつの職場で何種類もの有機溶剤を使用しています。
 ・そのような場合、有機溶剤の物質ごとに掲示板を作成する必要がありますか？
 ・また、1枚の掲示板に複数の物質をまとめて記載する方法でも問題ありませんか？

・以前は横長（縦0.5m×横1.5m程度の大きさ）の掲示板を使用していましたが、令和5年4月の法改正により「掲示板」に拘らなくても良いということになり、「作業従事者の皆さんにとって見やすい場所に掲示する方法であればよい」ということになっています。（下記資料ご参照）
 ・複数の溶剤を使用する場合、1枚の掲示板に複数の物質をまとめて記載しても問題はありません。

掲示内容の変更点



※特定の場所については裏面参照

有機溶剤（トルエン）の注意事項 【掲示例】
トルエンの場合

- ① **生ずるおそれのある疾病の種類及びその症状**
 - ・ 疾病の種類：前眼部障害、皮膚障害、中枢神経障害、気道障害、腎障害、生殖毒性のおそれ
 - ・ その症状：眼の痛み、流涙、結膜充血、皮膚炎、皮膚掻痒感（かゆみ）、皮膚発赤、頭痛、頭重、めまい、眠気、嘔吐、全身倦怠感、酸欠、ふるえ、運動失調、意識障害、記憶障害、せき、息切れ、鼻水、鼻閉、鼻・喉の痛み、血尿、多尿、乏尿、むくみ
- ② **有機溶剤等の取り扱い上の注意事項**
 - (1) 有機溶剤等を入れた容器で使用でないものには、必ずふたをすること。
 - (2) 当日の作業に直接必要がある量以外の有機溶剤等を作業場内へ持ち込まないこと。
 - (3) できるだけ風上で作業を行い、有機溶剤の蒸気の吸入をさけること。
 - (4) できるだけ有機溶剤等を皮膚に触れないようにすること。
- ③ **有機溶剤による中毒が発生した時の応急措置**
 - (1) 中毒の症状がある者を直ちに通風のよい場所に移し、衛生管理者その他の衛生管理を担当する者に連絡すること。
 - (2) 中毒の症状がある者を横向きに寝かせ、できるだけ気道を確保した状態で身体の保温に努めること。
 - (3) 中毒の症状がある者が意識を失っている場合は、消防機関への通報を行うこと。
 - (4) 中毒の症状がある者の呼吸が止まっている場合や正常でない場合は、速やかに仰向けにして心肺蘇生を行うこと。
- ④ **使用すべき有効な呼吸用保護具の種類**
 - (1) 低濃度下では防毒マスク又は防毒用電動ファン付き呼吸用保護具（いずれも有機ガス用）を使用すること。
 - (2) 高濃度下、特定の場所*で使用するには、送気式マスク又は自給式呼吸器を使用すること。

※特定の場所とは？

- 1 発散防止抑制措置に係る許可（「13条の3許可」）又は特例制御風速に係る許可（「18条の3許可」）を受けるために、局所排気装置等を設置せずに有機溶剤の濃度を測定する場所
- 2 「13条の3許可」を受けた場所で、濃度測定結果が第一管理区分でなかった作業場及び第一管理区分を維持できないおそれがある場所
- 3 「18条の3許可」を受けた場所で、濃度測定結果が第三管理区分に区分された場所
- 4 第三管理区分に区分された場所で、第三管理区分から改善できていない場所（作業環境管理専門家が改善困難と判断した場所を含む）
- 5 送気マスクを使用させなければならない次の作業場（有機則第32条に掲げる場所）
 - ①有機溶剤等を入れたことのあるタンクの内部
 - ②タンク等の内部で、短時間作業のため局所排気装置等を一切設置せずに送気マスクを備え付けて作業する場所
- 6 呼吸用保護具を使用させなければならない次の作業場（有機則第33条に掲げる場所）
 - ①タンク等の内部で、全体換気装置のみを設置して第三種有機溶剤業務をする場所
 - ②タンク等の内部で、臨時業務のため局所排気装置等を一切設置せずに有機溶剤作業する場所
 - ③タンク等の内部以外の屋内作業場等で、全体換気装置を設けて短時間だけ吹付け業務を行う場所
 - ④屋内作業場等で、床・壁・天井に対する作業であるために発散源が広く局所排気装置等の設置が困難な場所
 - ⑤屋内作業場で、労働者が立ち入ることのある全体換気装置のみが設置された有機溶剤業務用の隔離場所
 - ⑥屋内作業場等で、プッシュプル型換気装置の気流を乱すおそれのあるものに有機溶剤作業する場所
 - ⑦屋内作業場等で、密閉設備を開放することにより有機溶剤の蒸気にさらされるおそれのある場所

周知方法の柔軟化

これまで、有機溶剤の注意事項については旧有機則24条2項により掲示方法や掲示板の大きさ等を規定していましたが、法改正により撤廃となりました。

有機溶剤作業に従事する全ての者にとって見やすい場所に掲示する方法であれば、掲示板による掲示のほか、デジタルサイネージ等（電子看板等）の電子情報処理組織を使用する等の方法が認められるようになりました。

5	<ul style="list-style-type: none"> ・令和6年4月の法令改正により、「皮膚刺激性/腐食性/感作性」区分1の化学物質を使用する場合、保護手袋等は必要であるとの認識ですが、取扱が少量であることによる適用除外はあるのでしょうか？ 	<ul style="list-style-type: none"> ・「皮膚刺激性/腐食性/感作性」区分1の化学物質は保護手袋、保護衣、保護眼鏡等が必要です。取扱量等による適用除外規定はありません。
6	<ul style="list-style-type: none"> ・「有機則第4条の2」は、使用量が多くとも自律的管理が十分行われている場合についての作業環境測定の適用除外規定であるという理解でよろしいでしょうか？ 	<ul style="list-style-type: none"> ・「有機則第4条の2」は、作業環境測定だけでなく「特別則の除外認定」ということになりません。 ・有機則などの特別則はそのまま生きていますので、有機則に該当する部分はこれまで通り有機則が適用されます。 有機則に該当しない部分は自律的管理が必要になります。 ・但し 化学物質による休業4日以上の方災が発生しておらず、作業環境測定結果は全て第1管理区分、特殊健康診断の結果、異常所見者がいない場合、専属の化学物質管理専門家が配置され、過去3年以内に行ったリスクアセスメントの内容について事業場外の化学物質管理専門家による評価を受け過去3年間に労働安全衛生法令違反をしておらず、キッチリ管理されていると労働局長に認定された事業場については、特別則に該当するものであっても自律的管理を認める・・・というのが「有機則第4条の2」ということになります。 ・詳細は労働局にご相談されますことをお勧め致します。
7	<ul style="list-style-type: none"> ・有機溶剤用に設置し、監督署への設置届も行っている局所排気装置があります。 ・今は有機溶剤を使わなくなり、塩酸・硫酸・硝酸・ピクリン酸・水酸化ナトリウム・エタノールを使うことになりました。 ・その局排を使用しても良いのでしょうか？ ・使用する場合、定期自主検査を行わなければならないのでしょうか？ 	<ul style="list-style-type: none"> ・塩酸・硫酸・硝酸は特化則第3類物質です。 ピクリン酸・水酸化ナトリウム・エタノールは有機則にも特化則にも該当しません。 ・何れの化学物質も局排の設置義務はありません。 ・今ある局排をそれらの換気装置として使用されることは、健康障害を予防するための対策として良いことです。 ・その局排には定期自主検査は義務付けられていませんが、ちゃんと吸引排気しているかどうかを定期的に確認するための自主点検を行われることをお勧め致します。